

令和6年度

自衛隊医科・歯科幹部採用要項



1 受付期間

第1回：令和6年2月1日(木)から6月6日(木)まで(締切日必着)

第2回：令和6年7月30日(火)から10月24日(木)まで(同上)

2 採用予定数(参考 令和5年度)

区 分	科 目	第1回	第2回
陸上自衛隊	医科・歯科	約4名	
海上自衛隊	医科・歯科	約5名	
航空自衛隊	医科・歯科	約3名	

第1回で採用予定数を採用した場合、第2回は実施しません。令和6年度の採用予定数につきましては、決定次第、自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

3 応募資格

(1) 医師免許又は歯科医師免許を取得しており、以下の条件を満たす者

ア	区 分	科 目	条 件
	陸上自衛隊	医 科	基本領域の専門医取得者(令和6年度中に取得見込みも含む。)(特に内科、外科、整形外科、精神科、脳神経外科、泌尿器科、眼科、リハビリテーション科、麻酔科及び救急科が望ましい。)
		歯 科	5年以上の歯科診療の臨床経験がある者かつ日本歯科医学会分科会会員である者
	海上自衛隊	医 科	基本領域の専門医取得者(令和6年度中に取得見込みも含む。)(特に内科、外科、整形外科、精神科及び救急科が望ましい。)
		歯 科	経験年数が2年以上で、臨床研修を修了している者かつ日本歯科医学会専門分科会会員である者
	航空自衛隊	医 科	基本領域の専門医取得者(令和6年度中に取得見込みも含む。)(特に内科、外科、救急科、麻酔科が望ましい。)
		歯 科	令和6年4月1日現在、30歳以上かつ臨床研修を修了している者(口腔外科等の専門医の資格を有する者が望ましい。)

イ 経験年数により、採用時の階級が決定されます。

経験年数は、入隊時における国家試験合格後の年数であり、医療・医学研究等の業務に従事しなかった年月数、免許取消処分、医業停止処分を受けていた年月数は除きます。

(2) この試験を受けられない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 自衛隊法第38条第1項の規定により自衛隊員となることができない者

○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とする者以外)

4 試 験

- (1) 試験期日
第1回：令和6年6月21日(金)
第2回：令和6年11月15日(金)
- (2) 試験会場
東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省内
- (3) 試験種目
筆記試験(小論文)、口述試験及び身体検査
主な身体検査の合格基準(注1)

検 査 項 目	基 準	
	男 子	女 子
身 長	150cm以上のもの	140cm以上のもの
体 重	身長と均衡を保っているもの(注2)	
視 力	両側の裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が0.8以上であるもの	
色 覚	色盲又は強度の色弱でないもの	
聴 力	正常なもの	
歯	多数のう歯又は欠損歯(治療を完了したものを除く。)のないもの	
そ の 他 (尿検査) (胸部X線検査等) (注3)	1 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの 2 慢性疾患には次のものも含まれます。 (1) 気管支喘息(小児期に喘息と診断されたが、最近3年間は無治療で発作のないものは除く。) (2) 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 (3) 腰痛(5年以上無症状で再発のおそれのないものを除く。) 脊椎疾患に関わる手術を5年以内に受けたもの (4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれんやローランドてんかんの既往(服薬なしで発作が過去5年間なく、再発のおそれがないもので診断書等が必要)等を除く。) (5) 過度の肥満症 (6) 高血圧症、低血圧症 3 開腹手術の既往歴のないもの(ただし、次のものを除く。) (1) 外そけい・臍ヘルニア根治術 (2) 腸管癒着症状を残さない虫垂切除術 (3) 開腹手術のうち、腹腔鏡下手術の実施後1年以上再発・後遺症がないもの (4) 開腹手術の実施後5年以上再発・後遺症がないもの 4 刺青がないもの(注4)・自殺企図の既往歴のないもの・妊娠中でないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの	

注1：記載された検査項目以外にも、自衛隊の任務を遂行する上で支障を来す疾患(重篤な症状を来す可能性の高い食物アレルギーなど)について不合格となることがあります。「不合格疾患一覧表」は、自衛官募集ホームページ(重要なお知らせ)に掲載しておりますので、ご確認ください。

注2：「身長と均衡を保っているもの」の基準については合格基準表(5ページ)のとおり。また、体重が基準を超過していても、体脂肪率を測定して合格とする場合があります。細部はお近くの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

注3：「既往歴」、「手術歴」又は身体上不安等のあるものは、問診表に確実に記載し、身体検査時に必ず申し出てください。
事実と異なる申告をした場合は、合格通知されていても、その事実が判明した時点で不合格となることがあります。

注4：専ら美容を目的として眉又はまぶたにほどこされたものについては、この限りではありません。

※ 身体検査のため、Tシャツ及び短パンを持参してください。

※ 身体検査の合格基準については、変更になる場合があります。変更事項は自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

5 受験手続

- (1) 志願書類の請求
志願書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部において取り扱っています。
志願書類の送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒(A4判)に切手(140円)を貼って同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部に請求してください。その際、「自衛隊医科・歯科幹部自衛官志願書類」の請求であることを明記してください。
自衛官募集ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>)の資料請求から志願書類を請求又はダウンロードすることもできます。
- (2) 提出書類及び提出先
志願者は、次の書類を最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付してください。

項 目	内 容	必要数
志 願 票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。 (脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、志願種目を記入)	1部
自 衛 隊 受 験 票	志願票と同じ写真を貼ってください。	1部
資格証明の写し (注2)	医師免許証又は歯科医師免許証のコピー (学会の認定医については認定証のコピーを添付)	各1部
証 明 書 (注2)	大学以上の卒業証明書及び成績証明書	各1部
返 信 用 封 筒 (長 形 3 号)	宛先を明記し、返信用切手(84円)を貼ってください(注3)。	1部

注1：写真は志願票及び自衛隊受験票用で2枚必要となります。本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。

注2：提出していただく資格証明の写し、証明書等は返却いたしません。

注3：後日、返信用封筒をもって試験についてご連絡する予定です。試験日前になっても自衛隊受験票が届かない場合は、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部に必ずお問い合わせください。

6 合格者の発表

(1) 合格発表日

第1回：令和6年7月25日(木)

第2回：令和6年12月19日(木)

合格者は、自衛隊地方協力本部ホームページ及び自衛官募集ホームページに掲載するとともに合格通知書等の送付をもって通知します。

なお、不合格者には通知しません。

合格通知書は、送付事情などにより、延着、不着となる場合もありますので、できるだけ自衛隊地方協力本部ホームページ等で確認してください。合格通知書が発表の日から5日経過しても到着しない場合には、至急志願書類を提出した自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

(2) 合否の理由等に関する照会には原則応じられません。

注：個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく保有個人情報の開示請求は除く。

(3) 合格者は採用候補者名簿に記載され、意向調査において採用に応諾した者は、採用予定者となります。

7 入 隊

(1) 採用予定者は、次の時期に自衛隊病院、部隊等の医務室をはじめ各種衛生関係機関等に入隊し、勤務することとなります。

なお、陸上自衛隊の採用予定者は、衛生学校(東京都世田谷区池尻)、海上・航空自衛隊の採用予定者は、幹部候補生学校(海上自衛隊：広島県江田島市、航空自衛隊：奈良県奈良市)において、幹部自衛官として必要な教育が行われます。入隊時期により自衛隊病院、部隊等の医務室で勤務した後、教育が行われる場合があります。

第1回：令和6年9月下旬～10月上旬

第2回：令和7年3月下旬～4月上旬

(2) 入隊時に再度身体検査を行います。この際、異常のある者は不採用となることがありますので、健康管理には十分注意してください。入隊までの間に異常が生じた場合は、担当する自衛隊地方協力本部までご連絡ください。

なお、併せて薬物使用検査を実施します。

(3) 採用されるまでの間に隊員となるにふさわしくない行為があった場合は、採用予定を取り消されることがあります。また、外国の国籍を有する者は、国籍法(昭和25年法律第147号)に定められた時期までに、日本国籍を選択する必要があります。

なお、手続等細部に関しては、住所地を管轄する法務局・地方法務局へお問い合わせください。

8 俸給等(令和6年1月1日現在)

経験年数	採用時の階級	俸給の月額
16年～36年	1等陸・海・空佐	約50万～約58万円
11年～36年	2等陸・海・空佐	約47万～約56万円
7年～17年	3等陸・海・空佐	約43万～約49万円
4年～11年	1等陸・海・空尉	約35万～約45万円
1年～7年	2等陸・海・空尉	約30万～約39万円

※ 採用時の階級は、経験年数のほか、学歴・職歴等により異なります。また、俸給の月額については、法律の改正により改定される場合があります。

※ 民間病院等の初任給との差を緩和するため、医師及び歯科医師である自衛官の初任給の水準を調整する初任給調整手当が設定されており、俸給の月額に加え、地域や経験年数に応じた額が支給されます。

9 そ の 他

(1) 志願書類の提出後、住所等を変更したときには、速やかに次のところに連絡してください。

防衛省陸上幕僚監部人事教育部募集・援護課

〒162-8802 東京都新宿区市谷本村町5-1

☎03-3268-3111(代表) (内線40324・40328)

(2) 受験のための交通費及び宿泊費は、自己負担になります。

(3) その他、不明な点については、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

■ 将来の勤務先等

1 各種衛生関係機関等(勤務機関)

(1) 自衛隊病院

自衛隊病院は全国に11か所(陸海空共同1か所、陸上自衛隊7か所、海上自衛隊2か所、航空自衛隊1か所)あり、隊員及び家族の診療や各種の調査、研究等を行っています。また、自衛隊中央病院、同札幌病院、同仙台病院、同横須賀病院、同入間病院、同富士病院、同阪神病院、同福岡病院では、一般の方の診療も行っています。

(2) 医務室(診療所)

部隊等には医務室(陸上自衛隊116か所、海上自衛隊43か所、航空自衛隊28か所)があり、隊員の診療、健康診断、予防衛生、食品衛生、防疫等を行っています。

(3) 衛生部隊等

陸上・海上・航空自衛隊のそれぞれの衛生部隊や艦船等で傷病者の治療や後送、隊員への衛生教育等を行っています。

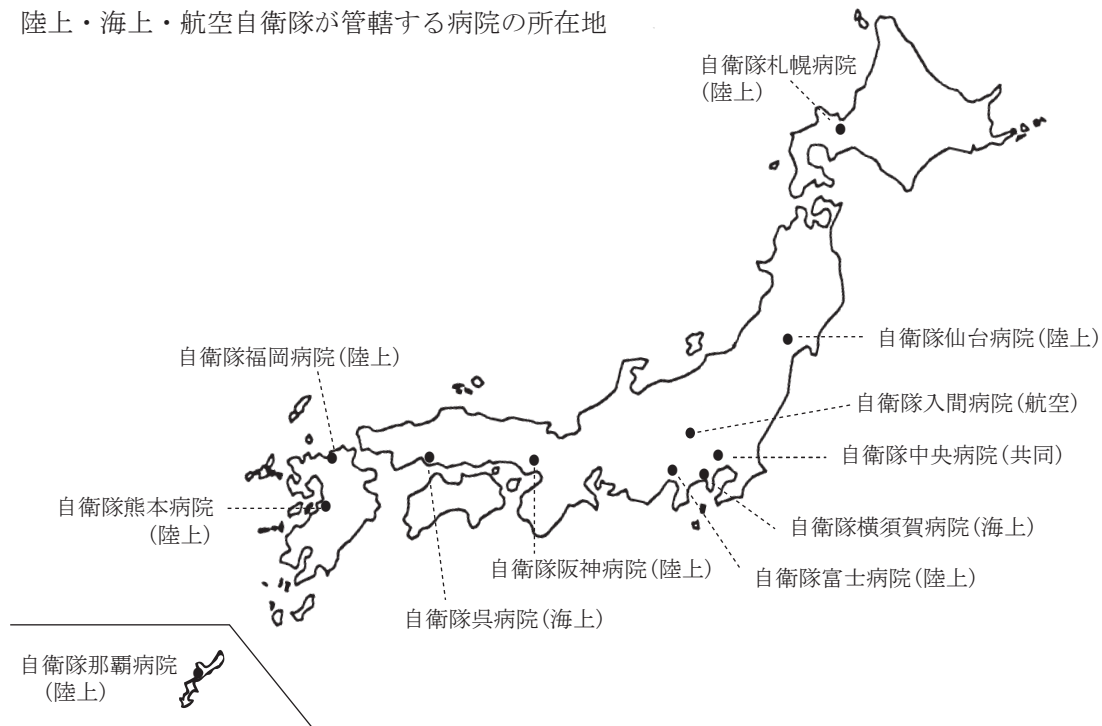
(4) 国際平和協力活動等

諸外国への派遣に際しては、応急治療・防疫活動等の医療活動を行います。

2 衛生部門の現状

現在約1,000名の医官・歯科医官が上記の各種衛生関係機関等で活躍しています。

※ 陸上・海上・航空自衛隊が管轄する病院の所在地



■ 入隊後の教育・研修

○ 調査・研究

自衛隊病院、教育研究機関等において研究を実施することができます。また、これらの研究成果は各種学会、機関誌等に発表することができます。

○ 部外研修等

専門的知識、技能の向上を図るため、必要に応じて部外の大学及び大学院での研修等の機会があります。

○ 海外留学、国際学会

国際的な視野を広め、かつ、知識・技能を習得させるため、毎年若干名を選抜し、米国及び諸外国に留学させるほか、各種医学会関係の国際学会にも派遣しています。

○ 防衛衛生学会

医学をはじめとする衛生分野の研究発表の場として防衛衛生学会があり、年1回の中央学会のほか、各支部学会を開催しています。

男子

女子

■ 志願票・自衛隊受験票記入例

☆志願票の「記入上の注意」をよく読んで下記の要領で記入してください。

- ①「氏 名」：戸籍に記載されているとおり正確に記入
- ②「生年月日」：令和6年4月1日現在の年齢を記入
- ③「職 業」：「医師」、「歯科医師」、「会社員」、「無職」等と記入
- ④「志願区分」：陸・海・空及び受験職域をそれぞれ一つ選択し○で囲む。
- ⑤「希望試験場」：担当地方協力本部に確認のうえ記入
- ⑥「特技・資格免許」：国家資格免許等を記入
- ⑦「現住所」：志願者本人の現住所を都道府県から番地、マンション名・室番号まで詳細に記入。また、電話番号(携帯可)も志願者本人と直接連絡が取れるものを記入

なお、「メールアドレス(連絡希望者)」は合格を通知するためのものではありません。

- ⑧「家族等連絡先」：志願者本人と連絡が取れない場合に代理となる方の氏名、続柄、住所(都道府県から番地、マンション名・室番号)及び電話番号を記入。ただし、住所が現住所と同じであれば住所欄に「同上」と記入。また、代理となる方がいない場合は空欄可
- ⑨「学歴」：高校から現在までのもの(専修学校・予備校等含む。)を中退等も含め、すべて詳細に記入し、「卒業・卒業見込・中退」のいずれかを○で囲む。
- ⑩「職歴」：今までの就職先(在学中以外のアルバイトも含む。)をすべて詳細に記入し、無職の場合も、勤務先欄に「無職」と記入し、在職期間の欄にその期間を記入

なお、職務内容欄は、応募資格の業務経験を有しているかどうかを確認するため、特に詳細に記入

- ⑪「過去の自衛官等の受驗」：受驗経験者は「有」を○で囲み、最新の受驗種目、年月を記入し、未経験者は「無」を○で囲む（自衛官等とは、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官補、防衛大学校学生、防衛医科大学校学生、自衛隊貸費学生及び高等工科学校生徒をいう。）。
- ⑫「自衛隊員記入欄」：該当者は記入。予備自衛官補は現職欄のみ記入（階級は予備自衛官補と記入し）、予備自衛官は現職欄及び退職欄（予備自衛官補から任用者は除く。）ともに記入（階級は予備〇士（例）と記入）

注：記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。

注：志願票については変更になる可能性があります。詳細については最寄りの自衛隊地方協力本部で確認してください。

注：年月日は和暦で記入してください。

注：写真(志願票及び自衛隊受験票用)：本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可

＜自衛隊法第38条第1項＞

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

●志願書類の請求・提出先(受付機関)

地方協力本部	郵便番号	所 在 地	電話番号	URL
札幌 函館 旭川 帯広	060-8542 042-0934 070-0902 080-0024	札幌市中央区北4条西15丁目1 函館市広野町6-25 旭川市春光町国有無番地 帯広市西14条南14丁目4	011(631)5472 0138(53)6241 0166(51)6055 0155(23)5882	https://www.mod.go.jp/pc/sapporo/ https://www.mod.go.jp/pc/hakodate/ https://www.mod.go.jp/pc/asahikawa/ https://www.mod.go.jp/pc/obihiro/
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	030-0861 020-0023 983-0842 010-0951 990-0041 960-8112	青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F 盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎2F 仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F 秋田市山王4丁目3-34 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎1・2F 福島市花園町5番46号 福島第2地方合同庁舎2F	017(776)1594 019(623)3236 022(295)2612 018(823)5404 023(622)0712 024(531)2351	https://www.mod.go.jp/pc/aomori/ https://www.mod.go.jp/pc/iwate/ https://www.mod.go.jp/pc/miyagi/ https://www.mod.go.jp/pc/akita/ https://www.mod.go.jp/pc/yamagata/ https://www.mod.go.jp/pc/fukushima/
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 長野 静岡	310-0061 320-0043 371-0805 330-0061 263-0021 162-8850 231-0023 950-8627 400-0031 380-0846 420-0821	水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎4F 宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F 前橋市南町3丁目64-12 さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和地方合同庁舎3F 千葉市稲毛区轟町1丁目1-17 新宿区市谷本村町10番1号 横浜市中区山下町253-2 新潟市中央区美咲町1丁目1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7F 甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎2F 長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F 静岡市葵区柚木366	029(231)3315 028(634)3385 027(221)4471 048(831)6043 043(251)7151 03(3260)0543 045(662)9429 025(285)0515 055(253)1591 026(233)2108 054(261)3151	https://www.mod.go.jp/pc/ibaraki/ https://www.mod.go.jp/pc/tochigi/ https://www.mod.go.jp/pc/gunma/ https://www.mod.go.jp/pc/saitama/ https://www.mod.go.jp/pc/chiba/ https://www.mod.go.jp/pc/tokyo/ https://www.mod.go.jp/pc/kanagawa/ https://www.mod.go.jp/pc/niiyata/ https://www.mod.go.jp/pc/yamanashi/ https://www.mod.go.jp/pc/nagano/ https://www.mod.go.jp/pc/sizuoka/
富山 石川 福井 岐阜 愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知	930-0856 921-8506 910-0019 502-0817 454-0003 514-0003 520-0044 604-8482 540-0008 651-0073 630-8301 640-8287 680-0845 690-0841 700-8517 730-0012 753-0092 770-0941 760-0019 790-0003 780-0061	富山市牛島新町6-24 金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎3F 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10F 岐阜市長良福光2675-3 名古屋市中川区松重町3-41 津市桜橋1丁目91 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F 京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎3F 大阪府中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館3F 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F 奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1F 和歌山市築港1丁目14-6 鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2F 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F 山口市八幡馬場814 徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5F 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F 松山市三番町8丁目352-1 高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8F	076(441)3271 076(291)6250 0776(23)1910 058(232)3127 052(331)6266 059(225)0531 077(524)6446 075(803)0820 06(6942)0715 078(261)8600 0742(23)7001 073(422)5116 0857(23)2251 0852(21)0015 086(226)0361 082(221)2957 083(922)2325 088(623)2220 087(823)9206 089(941)8381 088(822)6128	https://www.mod.go.jp/pc/toyama/ https://www.mod.go.jp/pc/ishikawa/ https://www.mod.go.jp/pc/fukui/ https://www.mod.go.jp/pc/gifu/ https://www.mod.go.jp/pc/aichi/ https://www.mod.go.jp/pc/mie/ https://www.mod.go.jp/pc/shiga/ https://www.mod.go.jp/pc/kyoto/ https://www.mod.go.jp/pc/osaka/ https://www.mod.go.jp/pc/hyogo/ https://www.mod.go.jp/pc/nara/ https://www.mod.go.jp/pc/wakayama/ https://www.mod.go.jp/pc/tottori/ https://www.mod.go.jp/pc/shimane/ https://www.mod.go.jp/pc/okayama/ https://www.mod.go.jp/pc/hiroshima/ https://www.mod.go.jp/pc/yamaguchi/ https://www.mod.go.jp/pc/tokushima/ https://www.mod.go.jp/pc/kagawa/ https://www.mod.go.jp/pc/ehime/ https://www.mod.go.jp/pc/kochi/
福岡 佐賀 長崎 大分 熊本 宮崎 鹿児島 沖縄	812-0878 840-0047 850-0862 870-0016 860-0047 880-0901 890-8541 900-0016	福岡市博多区竹丘町1丁目12番 佐賀市与賀町2-18 長崎市出島町2-25 防衛省長崎合同庁舎 大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎5F 熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎B棟3F 宮崎市東大湊2丁目1-39 鹿児島市東郡元町4番1号 鹿児島第2地方合同庁舎1F 那覇市前島3丁目24-3-1	092(584)1881 0952(24)2291 095(826)8844 097(536)6271 096(297)2051 0985(53)2643 099(253)8920 098(866)5457	https://www.mod.go.jp/pc/fukuoka/ https://www.mod.go.jp/pc/saga/ https://www.mod.go.jp/pc/nagasaki/ https://www.mod.go.jp/pc/oita/ https://www.mod.go.jp/pc/kumamoto/ https://www.mod.go.jp/pc/miyazaki/ https://www.mod.go.jp/pc/kagoshima/ https://www.mod.go.jp/pc/okinawa/

< 自衛官募集ホームページ > < 自衛官募集X(旧ツイッター) >
(医科・歯科幹部)



● お問合せは、下記自衛隊地方協力本部へ。